

審査実施要領

1 選定方法

まず 第 1 次審査として企画提案書、システム機能要件及び価格の審査を行う。次に、第 1 次審査で選定された者に、第 2 次審査としてプレゼンテーション・デモンストレーション審査を行う。第 1 次審査と第 2 次審査の合計得点（以下「総合得点」という。）が高い順に、優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

2 第 1 次審査（110 点）

以下のとおり第 1 次審査を行い、上位 5 位以内を選定する。

ただし、第 1 次審査の得点が 50 点に満たない者は、第 2 次審査の対象外とする。

（1）業務実績評価点（5 点）

業務実績について事務局が採点する。業務実績は、同種業務の実績状況から採点する。

（2）提案評価点（95 点）【企画提案書】

各審査委員が次の項目を評価・採点し、その平均点（小数点第 2 位四捨五入）を得点とする。

項目
1 企画提案力
2 システム機能要件
3 運用保守
4 セキュリティ
5 その他の提案

（3）価格評価点（10 点）【見積書】

構築費用と運用保守費用についての見積書を事務局が採点する。採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は 5 点とする。その他の者は計算結果に応じた得点（小数点第 2 位四捨五入）とする。

構築費用：「価格点＝5 点×（最低見積価格 / 見積価格）」

運用保守費用：「価格点＝5 点×（最低見積価格 / 見積価格）」

3 第 2 次審査（90 点）

第 1 次審査で選定された者によるプレゼンテーション・デモンストレーションに対し、各審査委員が次の項目を評価・採点し、その平均点（小数点第 2 位四捨五入）を得点とする。

項目
1 取り組み意欲
2 業務説明

3	ユーザビリティ（利用者・管理者）
4	信頼性
5	将来性

4 第2次審査（プレゼンテーション・デモンストレーション）の内容

（1）プレゼンテーション等の内容

ア 提出した企画提案書の内容を説明・補足するものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

イ 企画提案書のアピールポイントや、記載しきれなかった事項（イメージなど）について説明すること。

（2）期日

令和7年5月上旬（詳細は別途連絡）

（3）場所

みどり市役所（詳細は別途連絡）

（4）出席者

1 提案者3名以内

（5）実施時間

1 提案者45分以内

プレゼンテーション20分、デモンストレーション15分、質疑応答10分とする。

（6）プレゼンテーション等の順番

プレゼンテーション等を行う順番は、受付順とする。

（7）その他

プロジェクターおよびHDMI ケーブルと、スクリーンは市で用意するが、パソコンなどのその他必要な機器は提案者が用意すること。

5 優先交渉権者決定に関する特記事項

（1）提案者が1者の場合の取り扱い

ア 第1次審査を実施し、得点が50点以上の場合、第2次審査を実施する。

イ 総合得点が120点以上になった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

（2）総合得点が同点の場合の取り扱い

ア 当該提案者それぞれの第2次審査の得点異なる場合、第2次審査の得点が高い者から順に優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

以 上